

# 議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成30年4月17日

亀山市議会

## 議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成30年4月17日(火) 午前10時00分～午前10時45分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員  
部会長 服部孝規  
副部会長 森美和子  
部会員 今岡翔平 高島真 中村嘉孝  
会長 西川憲行  
副会長 岡本公秀
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 事務局長 草川博昭 議事調査課長 渡邊靖文  
高野利人
- 6 案件  
1. 第51回検討部会の確認事項について  
2. 議会改革白書2018への掲載内容の確認について  
3. 議題  
(1) 長期欠席者への対応について  
(2) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について  
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午前10時00分 開会

○部会長（服部孝規君） ただいまから議会改革推進会議「検討部会」を開会します。

懸案の長期欠席者、これだけは何とかきょう、もう議論を上げて、5月の全員協議会の後の議会改革推進会議で諮れるようにしたいと思いますので、この点だけはきっちり上げたいなということだけお願いしておきたいと。

では、始めさせていただきます。

事項書に従って進めたいと思います。

まず1番目、第51回検討部会の確認事項について、事務局のほうでお願いします。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、事項書に基づいて確認をさせていただきたいと思います。

まず、第51回検討部会の確認事項についてということでございます。

1項目めでございますが、新たな項目の必要性について検討ということで、これについては議決項目の必要性について検討をしていただいております。これにつきましては、都市マスタープランを議決事件とするということで、30年1月17日、第50回の検討部会でございますが、ここで確認をいただきまして、その後2月14日の同じく検討部会で、基本条例の改正が必要ということで、条文の確認を行っていただいております。そして引き続き、最終決定機関である推進会議に諮りまして、そこで確定をしていただいております。その後、3月定例会に、閉会日でございますが、委員会提出議案として議会基本条例の一部改正を上程しまして、可決され、確定したということでございます。

続きまして、2番、長期欠席者への対応についてということで、これについては昨年度ずっと議論をしていただいておりますが、最終の段階に来ております。他市事例に基づいて、亀山市案について協議をしておるわけですが、最終、前回も固まらんところがありまして、宿題もいただいておりますので、この後議題とさせていただいておりますので、そこでご協議いただき確定をいただきたいというふうに考えております。

続きまして、3つ目の項目でございます。機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてということで、これについては今のところ議長任期については代表者会議でも確認をいただきまして、2年ということで確定をいただいておりますけれども、今後、3委員会での委員会運営の検証を行う、あるいは機構改革を見据えてということで据え置きになっておる状態でございます。それで、前回につきましては機構改革が行われまして、資料がございましたので、組織機構の一覧を皆さんに参考資料として配付をさせていただいております。これについては、あくまで参考資料ということで、前回特に議論はしておらないということで、この後議題にも上げさせていただいておりますが、今後の進め方について本日ご協議をいただきたいと思っております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） はい、ありがとう。

確認事項はよろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） それでは、2番目の議会改革白書2018への掲載内容の確認について、事務局お願いします。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。

議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項ということでございます。今回は1点ござい

ました。議会運営委員会での決定事項といたしまして、これは平成30年2月23日の議会運営委員会でございますけれども、代表質問への関連質問は認めないこととしたということで、決定をさせていただいております。以上1点でございます。

○部会長（服部孝規君） これについて、よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） それでは、本日の議題に入りたいと思います。

まず1つ目、長期欠席者への対応について、もうほぼ詰めの段階なんですけれども、これについて事務局のほうに説明をお願いします。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の資料2をごらんください。

これについてはカルテでございます。協議を引き続き行っておるということで、特に改正点はございませんので、これは割愛をさせていただきたいと思います。

資料2-1、A4の2枚物でございますが、そちらをごらんいただきたいと思います。

これまで他市事例と比較した表をもとに議論をしていただきました。それで、一度ちょっと亀山市案ということで、こういうふうには抜き出して最終確認をいただきたいということで、資料をつくらせていただいております。

その中で、前回の宿題でございますが、まず1点目、第3条、朱書きの部分ですけれども、「議員に長期欠席期間が生じたときの」という言い回しの部分をごらんいただきたいと思います。これにつきましては、亀山市については、この長期欠席期間については特に定義をしないというか、どういう場合ということには特に書き込みをしないということで確認をいただきました。ただ、その長期欠席期間という単語がここにしか出てこない造語と言ったらおかしいんですけれども、そういったふだん聞きなれない言葉でしたので、ここの言い回しだけちょっと事務局のほうで考えさせていただきたいということで、ちょっと案として考えましたので読ませていただきますと、「議員が議会の会議等を長期間欠席した場合の議員報酬の額は」という出だしにさせていただきたいということで、まず1点目ご協議をお願いしたいと思っております。

続いてもう一点、こちらはきょうご議論をいただきたい部分でございます。めくっていただきまして、第5条でございます。適用除外の項でございます。第4号、「前各号に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認める事由」というところで、前回ご議論をいただきまして持ち越しになった部分でございます。きょうここをご議論いただきたいなと思うんですが、他市事例について、他市にもこの第4号のような表現が全て入っておりましたので、他市がどういう考え方でこの号を入れておるか確認をしてほしいということで宿題も頂戴しておりますので、問い合わせた結果について、ちょっとご紹介させていただきたいと思います。

まず、この4号のような議長がやむを得ないと認める事由について、どういう考えやったかということで問い合わせをさせていただきました。ある市においては、具体的な決めはないけれども、公務に近い議員活動、議会活動を想定していると。議長の判断になるが、議運に諮って決定することも想定しているという回答を得た市がございました。それと、ほかの市の事例としましては、具体的な決めはないが、議員活動中の事故、あるいは慶弔を想定していると。ここの市につきましても、判断については議長の判断となるが、その内容によっては議運に諮ることも想定しているということでござ

います。それとも一市につきましては、本人の過失によらない事故を想定しているという回答を得ておるところもあります。これにつきましては、大分幅が広がるなあという印象ではございますが、そういった回答を得ております。その他の市につきましては、全部で6市に聞いてございますが、特に具体的な決めはない、あるいは決めはないけれども何かあったときのために、逃げ場ではないですけども、議論の余地を残しておくためにとりあえず置いとんやという回答を得ておる状況でございます。以上でございます。

**○部会長（服部孝規君）** 今報告していただいたように、3条と5条の4号、この2つについて意見をいただければと思います。

いかがですか。

今岡委員。

**○部会員（今岡翔平君）** 3条の表なんですけれども、左側の項目なんですけど、長期欠席期間ってなっているんですけども、そもそも上で長期欠席期間と定義づけされているので、ここの項目名のところは欠席期間でいいのかなと思ったんですが、これはいかがでしょうか。

**○部会長（服部孝規君）** それにあわせて3条の2のところにも長期欠席期間というのが出てくるし、それから5条のところにも長期欠席期間というのが出てくる。一方で、1条には「長期間欠席した場合」と、こういう表現をしてあるんだね。だから、このあたりを今の高野君の説明やと、そこをどう表現するか。今岡委員が言われた3条の表の長期欠席期間というのも一緒なんやけどね。ここらあたりをどう表現したらええかということなんやね。

もう一度ちょっと高野さんに聞きたいんだけど、長期欠席期間という言葉が造語やからという言い方をしたんですけども、それやったらそれ以降の部分に出てくる長期欠席期間もまずいということ。

高野さん。

**○議会事務局員（高野利人君）** 申しわけございません。ここばかり見ておりましたので、全体を通して考えやなあかんとところを1カ所だけ訂正してということで申しわけございませんでした。

それで、前回の議論といたしましては、これを定義のところでも長期欠席期間とは何ぞやという、他市の事例を見ていきますと、例えば長期欠席期間については、議員が本人の意思によるか否かにかかわらず、疾病その他の事由により市議会の会議を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの云々という定義にこの長期欠席期間が何ぞやというものが書いてあったりします。長期欠席期間というのがぼんと出てくると、やっぱりこれが何なんやというふうに捉えられる可能性もありますので、何らか表現を変えたほうがいいのかということでも議論がございまして、それで事務局のほうでちょっと精査をしますということで回答はさせていただいたんですが。

**○部会長（服部孝規君）** これは私の意見ですけど、3条のところを長期間欠席した場合と変えるのはよしとして、以降はもう長期欠席期間がぼんと出てきても問題ないのと違うかなと思うけどな。例えば、「次の表の長期欠席期間の区分に応じて」、ここでもまた長期欠席期間というのが出てくるなあ。

副部会長。

**○副部会長（森 美和子君）** 済みません、前回のときに、定義の中に長期欠席期間という説明を入れられないということで決定したんですか。入れんところという話にもうなったんですか。だから、ぼんと出てきたときにわかりにくいので、きちっとわかりやすい言葉に変えておかなあかんということ

とで言われていた。入れたら、もう。こんなややこしくなるので。

○部会長（服部孝規君） 経過はわかりました。

例えば、案やけれども、第1条に初めてこういう類いの言葉が出てくるね。長期間欠席した場合。ここに括弧してでも、以下長期欠席した期間とか長期欠席期間と呼ぶとか、何か入れておけばええん違う。長期欠席した場合を長期欠席期間と呼ぶというふうに入れたらあかんのやろうか。どこかでその説明をしや、ここで出てきてもええわけやからな。少なくともこの長期欠席した場合というのと長期欠席期間と2つあるのがちょっとな。どう違うのという。

渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 前回、定義としては起こさないということでしたので、今、部会長が言われたことも参考にさせていただいて、一度最終この例規については総務の法制のほうのチェックも受けたいと思いますので、そのときにどういう表現がいいかを調整させていただきたいと思ます。

○部会長（服部孝規君） そういうことで理解いただけますか。これは言葉の表現の問題だけなので、中身の問題ではないんで。

問題は5条の4号の「議長がやむを得ないと認める事由」、これを議論したいと思ますけれども、いわゆる、よくある市長が特に認めたものとか、必ずこういうのはついてくるもんなんやけど、というのは、一応1、2、3でこういう場合というのを上げておんのやけれども、それ以外で想定していないようなことだって起こってくるわけやな。そのときにこの1、2、3だけやともう対応のしようがない。要するに1、2、3以外当てはまらないものはもう全部該当しないとなる。そうやけれども、4で上げておくことによって、そういうレアなケースでも必要やという場合に対応できるということで、こういうことを上げるというのは一般的なやり方なんやけれども。

幅というか、これをつくった時点で想定できなかつたようなことが起こる可能性がある。そのときに対応できなくなるということやと思うけどな。特にその事由がどういう場合やと言われたら、さっき高野さんに言ってもらったような例を挙げて説明をするだけで、あえてこれを具体的にどこかに書くとかいう必要はないんじゃないかなと思すんやけどな。そうじゃないと、それやったらもう項目で上げよさという話になるもんでさ。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） いやいや、4を残しておく、4を入れるのやけれども、具体的には何なんやと聞かれるわな。議長がやむを得ないと認める事由ってどんなことがあんのやと。それで、例えばということで、さっき公務に近い議員活動を想定しておるとか、他市の例で、事故、慶弔とか、そういうような例を挙げてもろうたんやけれども、そういうことを具体的に1、2、3のようにならうと、かえって、そんなんやったらもうその項目、事由について具体的に示すということになると、項目に上げたらええやないかという話。

はい、副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 部会長がおっしゃるように、さっきの説明でもあったみたいに、ある程度の議会活動というのがある程度かどうなのかということもわからへんし、その都度やっばり何かがあったときには議運にかけて、議運で議論していただいて決定されると思ますので、もう私はこれでいいと思ます。

○部会長（服部孝規君） 確かに高野さんの説明であったように、公務に近い議員活動って、具体的にじゃあ例としてぼんっと上がってきたやつが公務に近い議員活動と言えるのかどうかって、そこから議論せないかん。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） 今おっしゃられました部分について、聞き取りの中でもちょっと掘り下げて聞かせていただいたんですけども、公務に近いとはどんなもんを考慮しておるかという問いに対しては、そこまでは特に想定をしていないと。起こったときにという部分と、あと今おっしゃっていただいたように、全ての市について想定はしておるといながらも、特にどこかに規定しておる、例えば申し合わせとか何かの内規とか、そういうところに明文化しておるかという問いに対しては、そこまではしていないという回答を得ております。

○部会長（服部孝規君） それでは、3条については言葉の表現の問題として事務局のほうで整理をしていただいて、そこに任せたいと。それから5条の4号はこういう事由ということで表現をするにとどめたいと。質問があれば、他市ではこういう扱いをされておるんで、そういうことも含まれるんではないかということ、こちらからも聞かれれば答えたいと思います。それでよろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあ、こんなことで長期欠席者については一応上げたいと思います。

2番目の問題に移ります。

機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてということで、これはカルテだけね、説明が。

それで、問題は、議長の任期を2年ということは決めていただいたんですけども、以前から議論しているように議長が2年になって、じゃあ副議長はどうするんやとか、それから委員会はどうするんやとか、どうしてもこれはもう関連性が出てくるんで、どうしても役員改選をちょっと考えてもらうとわかるんですけども、例えば議長の辞表が出ましたと。それは2年に1回しか出てこうへんわけやね、基本。そうすると、副議長の辞表がどこかで出てこんと、1年ごとの交代というのはできへんわけやな。それに委員会も関連はしてくるわけやけれども、果たして副議長は1年で議長は2年というのがいいのかどうかという、この辺の問題。

ちょっと参考に鳥羽市の聞いてもらった例を事務局のほうで報告してもらえますか。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） 鳥羽市につきましては、もともと議長2年、副議長1年という運用で来ておりました。ただ、これについてはことしから議長2年、副議長も2年ということで運用を変えておみえになります。

理由について、何で2年2年という形にしたんやということで問い合わせをさせていただきましたところ、やはり平成23年に定数が16から鳥羽市さんは14に減っております。そうすると、14人の中で4年の任期がございまして、1年ずつですと4人副議長を選ぶ形になると。そうなってくると、なり手がやはり少なくなってくると。副議長に適任の方を4人選ぶのがえらくなってくるというようなことがありまして、2年任期で4年の中で2人を選んでいただくというふうなことで変えていただいております。

それとあわせまして、鳥羽市については委員の任期は2年なんですけれども、委員長、副委員長の

任期については1年1年という運用を行っておったそうです。これにつきましても同じような理由で、やっぱり14人の中で委員長、副委員長を毎年変えておりますと、ほとんどの方が委員長、副委員長に就任されるということで、なかなか手がないというようなことから、全てを2年で統一をされておるといふことでございます。

**○部会長（服部孝規君）** そんな他市の例はありますけれども、一つ議論してほしいのは、副議長を今のところ1年というのが皆さんの意見を聞くと大勢を占めておるのやけれども、やるとすればもう改選後から動き出さんならんで、このまま1年ということを進めていっていいのか、やっぱりこれは議論して2年という必要性があるのかどうか、このあたりの議論を。要するに任期中に結論を出して、改選後もう2年なら2年、1年なら1年というふうにせんならんもんで、これをどう扱うか。副議長を1年という現時点での決めやね、来期以降の。それを変えるのか、もうそのままでいいというのか、そこら辺の意見をいただけたらと。

高島君。

**○部会員（高島 真君）** この問題は、1度か2度ぐらい会派に持ち帰って議論したことでありまして、議長は2年でいいやないかという、自分のところの会派の意見で、副議長は1年にしておいて、来期になったら考えりゃええやないかということ、会派ではそういう結論に至ってましたので、今、えっと思って、議論していくんやったら議論していくで、それは課題として持っておればいいとは思いますが、まず議長を2年ということを決めて申し送っていけばいいのかな。その時点でこの検討部会があるわけですよ、来期も。その中で議論していけばある程度追いつくことはできるんじゃないかなあと思います。

**○部会長（服部孝規君）** これを提案させてもらったのは、10月までに結論を出さなあかんのかどうかという、要するに、例えば2年とするんやったら結論出さんならんのですよ、2年というね。ところが1年ならもうこのまま議論をせんでも、特にこの場で10月までに何としても詰めて議論せなあかんという課題でなくなってくるという意味です。だから、高島委員が言われたように、現状としてはああいう意見が大勢を占めておるんです。副議長は1年でいいやないかということで今おさまってはるんやけれども、鳥羽の例を聞くと果たしてそれでいいのかなという思いがあったんで、あえて皆さんに投げかけさせてもらったということです。

で、いや、もう変える必要ないよということであれば、このまま議論を収束させてもいいかなと。

ただし、来期になって、やってみた中で問題が出てくれば、それは変えていけばええんやけれども、できればもうスタートダッシュで4年間の最初の1年目の時点で形としてはつくっておいたほうがいいとは思うんやけどな。ただ、途中でも変えられるわな。2年後に変えることはできるわな、2年にしよう。最後の人は大変やけれども。

どうですか、率直な意見、感想を、この問題について。変える必要はないということなのか、いややっぱり議論して2年にすべきやというのか。

今岡委員。

**○部会員（今岡翔平君）** 私は議長は2年、副議長は1年で一回やってみないとやっぱり弊害ってわからないと思うので、このまま進めるべきかなというふうに思います。

**○部会長（服部孝規君）** わかりました。

中村委員どうですか。

○部会員（中村嘉孝君） 僕も2年というのはどうかなあ、1年でええかなとは思いますが。

○部会長（服部孝規君） 副部会長。

○副部会長（森 美和子君） そう言われてみれば、いろんな課題は出てくるんだろうかなとは思いますが、やっぱり議論して導き出した議長2年の1年だったので、私もちょっと一回やってみるべきかなあって。でも多分課題は出てくるだろうなというのは思います。今言われたような形では。まあやってみるかな、一回。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 高島委員が言われたように、多分これ今、会派へ持ち帰ったら、何や、おいと。もう決まっておることをまた蒸し返すんかと言われるんで、いやいや、こういう状況が変わってきたと、こういう問題が新たに発生してきたんやということやと持って行きやすいんやけれども、今のところ特にそういうことがない中で、これを今持っていくというのはちょっと、ある意味何でやということになるんかもわからんね。そういう部分はあるかもわからん。

これはもう、さわらずにおきますか。それで改選後一回やって、問題が出ればそこで見直しするという。

高島委員。

○部会員（高島 真君） こういう案件については、結果も結果なんですけれども、議論していくということが大切やと思いますので、ここでもうやめという結果を出さんと、検討課題として置いておくというのでええと思います。

○部会長（服部孝規君） 検討課題としては引き続き上げておくということだね。

それからあともう一点、委員会はどうですかね。これも一緒なんやけどね。これもある意味収束した話なんやけれども。

というのは、これは一つ変わってきておんのやけど、機構改革をしたということを受けてという問題があるもんで、今、4月以降で機構が新しく変わったと。これを受けてのあれとしてどうなんやという、そこは新たに議論をするという理由にはなっておる。

ただ、委員会も3つだし、教育民生委員会のエリアが物すごくふえたという問題点はあるんやけれども、そのことと2年の任期とが直接直結はしない。4月になって機構改革をされた後という時点での議論として、ちょっと意見を聞きたいと。

副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 私も教民なので、これがまだ今、走り出したところですけど、所管事務事業概要説明もまだもらっていない中でどれぐらいのボリュームになるのかということが、ちょっと想像がつかなくて、いろいろ委員会を開いて説明とかがこれからいろんな問題が起きたときに聞く中で、どんなふうになるんだろうという、すごい不安要素はあるんですけど、なかなか今のところ、だから2年というようなあれにはならないんですけど、前回の改選前のときに3委員会にするのか2委員会にするのかという議論を新しい期数の中で議論しようということになったんですけど、案外スムーズにこの3委員会のままで進んできたなというのはすごく思っていて、こういう中でそれを2委員会にするということには直接的には結びつかなかったんですけど、2委員会の2年と思ってたんですけど。だけど、このボリューム差が果たしてどういうふうな弊害を産んでいくのか、ちょっと今すぐ結論が出ないのかなと。そのことによって2年の期間にするということになるのかならないのか

がちよつと見えないですね、今。

○部会長（服部孝規君） どうですか、ほかの委員さん。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 僕も教民なんですけれども、基本的にまだ、守備は広くなった、守備も攻撃もしていないので、今どういうあれが全然見当がつかんというようなことで、そうしたら委員会を2つにするんやったら、その守備範囲を分けるとか、いろいろ考えられるのかなあとは思いつつも、今現状何もわかっていないような状態で、所管事務調査のほうもどうなるんやろうという感じで、まだまだええのかな、このまま突き進んでも壁に当たっていないので、まだまだこれでいいのかな、疲弊もまだしていないので、いいかなあと思います。

○部会長（服部孝規君） ほかのお二方。

今岡委員。

○部会員（今岡翔平君） ちよつと疑問に思ったのが、鳥羽市さんって、委員会は2年で委員長と副委員長は1年ずつと一応決めたと思うんですけど、そういうふうに決めたけれども、もうここで委員長をかえるとか副委員長をかえると結構大変やんなみみたいな話が出てきて、本当に機能したのかというのがちよつと気になったんですけど。

○部会長（服部孝規君） 高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） 機能したかどうか、何か弊害があったかどうかというところまでは、ちよつと聞き取りができておりませんので。ただ、なり手の関係で、人数の関係で、委員長・副委員長も2年に変えたということだけ確認をさせていただきます。

○部会長（服部孝規君） 多分、その議長を2年にした理由と、副議長を1年でしておくということは、合わなくなる。だから、副議長だつてなり手ないやないか、適任者はなかなか見つからへんやないかという話。それは委員会でも一緒やったと思うんだね。委員会だけ何で適任者が毎年あんのという話になってくると、いやそれもやっぱり違うやろうということで、そろえたと違うかなと僕は思うんだけどなあ。だから大きな理由として、14人になって、その中で適任者を見つけるというのが非常に大変やというのが全部に共通したことやと思うんや、鳥羽の場合ね。だからそれにそろえてきたんやないかなということやと僕は想像するんやけどな。これも想像でしかないけどな。

ただ、さっき高島委員も言われたように、鳥羽は14だけどうちは18あるもんで、その点ではまだもう少しゆとりがあるんかなというふうに思う。ただ議長の場合は、これは本当に対外的に議会を代表する顔なんで、これはもう誰にでもなってもらわなあかんのかわからんけれども、誰でもできる仕事でもないということなんで、ここはもうやむを得んかなと思います。

中村委員。

○部会員（中村嘉孝君） いずれは2年任期で2委員会になったほうがいろんな面でスリムになるし、森さんが言われたんやないけど、じっくり協議もできますわな。せやで、いずれそういう形になるべきもんやけど、今の時点では少し様子を見てからのほうがいいんじゃないかと。まだ一遍もやっていないんで。

○部会長（服部孝規君） 大体意見が出ましたけど、1つは機構改革を受けてということで議論していますけれども、実際その機構改革、僕らもそうなんやけど、まだ課長とかグループリーダーという名前がどうしても室長とかとなってしまうね。その辺でまだ職員も含めて全然身についていない段階

やし、それがどういうふうにならっていくのかということ、例えば副会長が言われたように、5月の所管事務事業の説明とか、それから一回6月の定例会を通したほうがええんかなど。その中でいろいろ出てくれば、7月8月があるんで、そこで議論することは可能やというふうに思うんで、もう少し、今機構改革されたから即ここで議論してどう方向を出すというよりは、そこぐらまでは少なくとも経験をして、実際動かしてみようというのか、その後に議論をするということで、ちょっとその問題については、課題としては引き続き上げていくけれども、今すぐにどうということじゃないです。そういう5月6月を受けていろいろな経験をした上で議論をするということよろしいか。

(「そうですね」の声あり)

○**部会長(服部孝規君)** それで7月8月だけで結論が出せるかどうかわかりませんが、これはね、というのは、9月は定例会があるし、もう10月になったら選挙に入っていくんで、だからもうやるとしたら7月8月しかないんでね。この2カ月でこの議論をし、会派で議論をしという、そして結論まで持っていけるかどうか。これはわかりませんが、とりあえず引き続き課題として上げて議論はしようということで、きょうは確認させてもらってよろしいか。

(「はい」の声あり)

○**部会長(服部孝規君)** それじゃあそんなことで、2については引き続き議論はしていくということで、きょうの段階ではおさめておきたい。

その他なんですけれども、本当は5月の検討部会の日程も決めなきゃならんなんですけれども、当面、私が思っているのは、とにかくこの任期中、10月までに何としても結論を出さなアカン問題、これだけはきっちりやらなアカンなど。それ以外の問題については、さっきの副議長の問題にしても、それから委員会の問題にしても、結論を出せるかどうかというのは非常に不透明やと。ましてやそれ以外のまだ手をつけている最中の問題とかでも、なかなか結論まで行き着かないような課題が多いんで、検討部会としてずっと議論はしていくんですけれども、なかなかそういう意味では10月の任期までにどうしても上げたいという問題はごくわずかであろうと。だから今、この長期欠席のがほぼまとまった、これを何とか物にしたいというのと、それから委員会の問題、これについては7月8月で議論をする中で変わってくれば考えていきたいというふうなことにしておきたいと思うんですけど、それでよろしいか、方向的に。

(「はい」の声あり)

○**部会長(服部孝規君)** だから5月については、もう検討部会の日程もとれないんで、議会の日程が随分混んでおるんですね。日程をとるのも大変やということもあって、うちとしても何としても5月に開いて議論しなきゃならんという問題もないんで、5月については検討部会を開かないと。

副会長。

○**副会長(森 美和子君)** いいんですけど、アンケートを今回とりますよね。その中身の議論は、今までと同じなのか、ちょっとそこら辺が。

○**部会長(服部孝規君)** 渡邊課長。

○**議事調査課長(渡邊靖文君)** 4年に1回ということで、改選年ですので、ことし夏にアンケートをまた1,000人対象に予定をしております。

今のところ22年の議会基本条例にかかわっていただいた株式会社ぎょうせいとの随契で考えてお

ります。それは4年前も亀山市議会基本条例を一番理解しておるということで随契でした。

当然、前回聞いて、それがこの4年でどう変わってきたかという共通の質問も何項目かございました。今、亀山市議会はいろんなことに取り組んでいますので、新たなことに対しての市民の意識というのも聞いていかなあきませんし、これは、この辺一度ぎょうせいと十分打ち合わせをして、質問項目は広聴広報委員会のほうでチェックしていただきたいというふうに思っております。また、前回みたいにクロス集計という部分で、この議会のことをよく知っている人と、そうじゃない方がどれぐらい認識が違うのかというあたりもあわせてやっていきたいというふうに思っています。

もう近々、今週末にぎょうせいと一度打ち合わせをしていきたいと。

今後のスケジュールですけど、5月に指名審査会にかけまして、6月に契約をして、調査期間は7月8月で、9月中で完成していただいて、この部会のほうでまたお出しをしたいと。全議員さんに改選までにお出しをしたいというふうに思っております。

○部会長（服部孝規君） それでは、7月8月の検討部会でいいということやね。

ほかにありますか、よろしいか。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） 先ほどご指摘いただきました長期欠席者の例規関係の件ですけれども、最終ちょっと法制にも相談させていただいた上で、これができ上がってきたものは、もう特に委員会は開かずに皆さんに持ち回りで確認いただくということでよろしいでしょうか。

○部会長（服部孝規君） これはもう表現だけの問題やで、いいと思います、それは。

他にありますか。よろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあ、なければ今回52回の検討部会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

午前10時45分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 30 年 4 月 17 日

議会改革推進会議検討部会長 服部孝規